

「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則（改正案）」に関する パブリックコメント手続の実施について

千葉市では、市民の皆さんの安全、安心な生活を確保するため、再生資源物（スクラップヤード）からの火災防止や延焼防止を目的とした「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則（改正案）」を作成しました。

このたび、この案に関するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 改正の概要

千葉市では、令和3年11月1日付に施行した「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」に基づく継続的な指導により、約9割の事業場において再生資源物の保管基準が遵守されています。一方で、再生資源物の保管に伴って火災が発生している事例もあることから、火災の発生防止や延焼防止に向けた対応策が必要と考えています。

これらの火災は、再生資源物にリチウムイオン電池を含む使用済み電気電子機器等が混在する「雑品スクラップの保管場」で多く発生していることから、「雑品スクラップ」について、より厳格な保管基準を新たに定め、火災の発生防止および延焼リスクを軽減することを目的とします。

2 改正案概要の公表

(1) 公表期間

令和6年12月20日（金）～令和7年1月19日（日）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧および配布

産業廃棄物指導課（市役所高層棟7階）、環境総務課（市役所高層棟7階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、市図書館



3 意見の募集方法

(1) 募集期間

令和6年12月20日（金）～令和7年1月19日（日）

(2) 募集方法

「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則（改正案）」に対する意見」と書き、住所・氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

(3) 提出先

郵送 千 2 6 0 - 8 7 2 2 千葉市中央区千葉港 1 - 1
千葉市役所産業廃棄物指導課
F A X 0 4 3 - 2 4 5 - 5 4 7 7
電子メール sangyohaikibutsu.enr@city.chiba.lg.jp
持参 産業廃棄物指導課（市役所高層棟 7 階）、各区役所総務課

4 市民等への周知

- (1) ちば市政だより 1 2 月号掲載
- (2) 市ホームページ掲載 1 2 月 2 0 日（金）公表

5 意見等の公表

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和 6 年 2 月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

6 今後の予定

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、令和 7 年 3 月に改正後の「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則」を公布する予定です。